

消費者の窓

～第22号～

■5月は消費者月間です

「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 (土・日・祝)
イヤヤ! 悪質商法

・越前市消費者センター
(☎22-3773)

・相談日時/
平日:午前8時半～午後5時

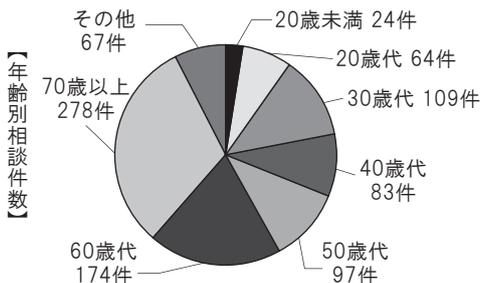


平成27年度 消費生活相談概要がまとまりました!トラブル第1位は、インターネット関連!

相談件数 896件

相談が多かった商品・サービス

1. 運輸・通信サービス
(インターネット関連など)
2. 食料品(健康食品など)
3. 金融・保険サービス
(多重債務・利殖商法など)



【困った時にはすぐに相談を】
アダルトサイトの
ワンクリック請求や
架空請求メール等に
対して安易に支払わない!
連絡をしない!



4月1日からスタート 電力小売全面自由化

あわてて契約する必要はありません。
正しく知って、よく検討しましょう。

- 契約する小売り電気事業者は、経済産業省に登録された事業者ですか?
 - ご家庭の使用量に照らした比較になっていますか? 「料金が安くなる」といった勧誘トークに気をつけましょう。
 - 契約期間や途中解約・割引の条件についてもよく話を聞き、詳しく確認してから契約しましょう。
- ※訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込みをした場合、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。



電力小売全面自由化を口実に、太陽光発電システム等の勧誘など、便乗商法に注意しましょう。

体調が悪化することも! 家庭用電気マッサージ器使用で危害

ご注意ください!こんな事例も…

腰痛持ちなので、腰に良いと宣伝していたマッサージチェアを購入した。1日に数回、初期設定のまま1週間、全身マッサージしたところ、腰が痛くなった。整形外科を受診すると、「もともと骨がもろくなっているのに逆効果だ。」と言われた。

- 使用が禁止されている疾病等がある場合は、販売店や医師に確認しましょう。
- 取扱説明書をよく読み、まず弱い刺激から始めましょう。



いきいき消費者フォーラム in2016

●とき/5月21日(土) 午前10時半～午後3時半

●ところ/AOSSA8階県民ホール・1階アトリウム

「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」

●講演会 午後1時半～3時半

演題/「消費税アップに負けない家計づくり」

講師/社会保険労務士、キャリアカウンセラー、

ファイナンシャルプランナー(CFP認定者)

いど みえ
井戸 美枝氏

●ステージ発表 午前10時半～11時20分

「消費者啓発劇」、クイズ「塩と塩分」など

●その他 体験教室、農林水産物販売

越前市消費者グループ連絡協議会による

パネル展示「私たちは食品表示の何を見て購入しているか」(食品表示のアンケートより)